

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案  
令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表33の2の2の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理 由）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、除却等をする必要がある旨の認定を受けたマンションについて、その建替え又は更新を行う場合における容積率又は各部分の高さの特例に関する許可の申請に係る手数料を定めるため、本案を提出する。